

## ○大府市私立幼稚園運営費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、私立幼稚園の父兄の負担軽減を図り、併せて私立幼稚園の振興に寄与するため、大府市が私立幼稚園に交付する補助金に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 補助の対象となる者は、学校教育法に基づいて設置された大府市内の私立幼稚園とする。

(対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、当該年度5月1日現在の在籍園児数（大府市内在住者）に1人当たり1,800円を乗じて得た金額を基準として、予算の範囲内で交付する。

(交付の手続き)

第5条 補助金の交付に関する手続きは「大府市補助金等交付規則」の定めによる。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

別 表

科 目	説 明
消 耗 品 費	文具、用紙の類で購入単価1万円以下の消耗器材
印 刷 製 本 費	教材用に限る。
修 繕 費	教材備品の修繕に限る。

(注) 科目中対象とならない経費

1. 園児又はその保護者から目的徴収する経費
2. 給食賄材料及び給食のために要する経費
3. その他市長が不相当と認める経費